

(第 1 号様式)

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺まちづくり推進事業に伴う管理用地の利活用に関する申請書

令和 年 月 日

(あて先)

登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォーム
会長

(申請者)

団体名：

代表者氏名：

所在地：

電話番号 :

メールアドレス :

【1 利活用の所在地】

【2 利活用の目的】

【3 利活用期間】開始：令和 年 月 日～終了：令和 年 月 日

【4 対象分野（該当するものを以下の中から選択）】

☐ 賑い創出 ☐ 商業活性化 ☐ 地域コミュニティ形成
☐ 情報発信 ☐ 子育て支援 ☐ 福祉支援 ☐ 防災・減災
☐ その他（ ）

【5 利活用者】

住所

団体名 (法人名)

代表者

連絡先

【6 その他】

(第2号様式)

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺まちづくり推進事業に伴う管理用地の利活用に関する承認書

令和 年 月 日

様

登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォーム
会長

令和 年 月 日付けで申請のあった次の登戸土地区画整理事業管理用地の利活用については、次の条件の範囲内において、使用することを承認します。

【1 利活用の所在地】

【2 利活用の目的】

【3 利活用期間】 開始：令和 年 月 日～終了：令和 年 月 日

【4 対象分野】

-
- | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 賑わい創出 | ☐ 商業活性化 | ☐ 地域コミュニティ形成 |
| ☐ 情報発信 | ☐ 子育て支援 | ☐ 福祉支援 |
| ☐ その他（ | | |
-

【5 承認条件】

- (1) この承認の権利は、第三者に譲渡することはできません。
- (2) 上記の利活用の目的以外に管理用地を使用することはできません。
- (3) 上記の利活用期間が満了したとき、社会実験の中止が決まったときまたは第7条第2項に基づく承認が取り消されたときは、管理用地を原状に回復し、返還してください。

【6 その他】

(第3号様式)

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺まちづくり推進事業に伴う管理用地利活用社会実験実施計画書
(新規・変更)

令和 年 月 日

(あて先)

登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォーム
会長

(申請者)

団体名 :
代表者氏名 :
所在地 :
電話番号 :
メールアドレス :

【1 社会実験の名称等】

名称 : _____

場所：登戸土地区画整理事業区域 街区番号 : 街区 画地

使用期間：開始：令和 年 月 日～終了：令和 年 月 日

【2 目的及び概要】

目的 : _____

概要 : _____

【3 実施方法及び体制】

- ・実施内容（例：マルシェ出店、ワークショップ）

- ・運営体制（主催・運営責任者、スタッフ人数）

- ・協力団体等（あれば）

【4 管理用地の利用計画】

- ・利用範囲図（別紙添付）
- ・設営物・設備（テント、机、電源 等）

【5 収支計画】

- ・収入
- ・支出

※利活用者は、社会実験に必要な経費（運営費、資材費、広報費等）を賄う目的に限り、社会実験で得た収益を充てることが出来る。

【6 管理運営及び近隣配慮の方策】

（日常管理、騒音・振動対策等）

【7 周知・広報方法】

- ・事前告知（チラシ、ポスター、SNS 等）
- ・近隣説明の実施予定
- ・問い合わせ窓口（担当者／連絡先）

(第4号様式)

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺まちづくり推進事業に伴う管理用地利活用社会実験実施計画承認書

令和 年 月 日

様

登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォーム
会長

令和 年 月 日付けで申請のあった次の管理用地利活用社会実験実施計画については、次の条件の範囲内において、使用することを承認します。

【1 社会実験の名称】 _____

【2 実施場所】 登戸土地地区画整理事業区域 街区番号 : _____ 街区 _____ 画地 _____

【3 使用期間】 開始：令和 年 月 日～終了：令和 年 月 日

【4 目的及び概要】

目的： _____

概要： _____

【5 承認条件】

- (1) この承認の権利は、第三者に譲渡することはできません。
- (2) 上記の利活用の目的以外に管理用地を使用することはできません。
- (3) 上記の使用期間が満了したとき、社会実験の中止が決まったときまたは第8条第2項に基づく承認が取り消されたときは、管理用地を原状に回復し、返還してください。
- (4) 承認を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォームに届出をし、承認を受けてください。
- (5) 社会実験等の終了後は、速やかに実施結果について報告してください。

【6 その他】

(第5号様式)

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺まちづくり推進事業に伴う
管理用地の利活用に関する承認取消通知書

令和 年 月 日

様

登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォーム
会長

令和 年 月 日付け通知した登戸・向ヶ丘遊園駅周辺まちづくり推進事業に伴う管理用地の利活用に関する承認を取り消しましたので、次のとおり通知します。

【1 利活用の所在地】

【2 利活用の目的】

【3 利活用期間】開始：令和 年 月 日～終了：令和 年 月 日

【4 対象分野】

- ☐ 賑わい創出 ☐ 商業活性化 ☐ 地域コミュニティ形成
☐ 情報発信 ☐ 子育て支援 ☐ 福祉支援 ☐ 防災・減災
☐ その他（ ）

【5 理由】

(別紙 適用範囲となる管理用地の位置図)

- ① 26 街区 5 画地
- ② 29 街区 15-4 画地
- ③ 32 街区 4 画地及び 6 画地
- ④ 83 街区 3 画地
- ⑤ 89 街区 3 画地

